

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「ダストサンプラ等の点検」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2026年 2月27日
- (5) 納 入 場 所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号: 110-0015
所 在 地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署: 総務部 契約課
フリガナ: イイズミ ジュンコ
担 当 者 名: 飯泉 順子
電 話 番 号: 03-5816-7765
F A X: 03-3834-5265
M a i l: keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意思確認書の提出期限
2025年 6月 2日(月) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
 - ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北・関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2人以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 5月14日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2025年5月14日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「ダストサンプル等の点検」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

様式- 1 別添

「公募説明書」記載の通り、6月2日
までに契約課まで提出下さい。 資格要件確認書

回答期限	2025 年 6 月 20 日 (六ヶ所センター必着)					
契約番号	312-015		請求元課室	安全管理課		
契約件名	ダストサンプラ等の点検		区 分	■A・□B		
参加候補者			評価結果	□合格、□不合格 (下記の通り)		
評価項目		確認項目	証明資料	RSC 記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 施・管理体 制等 ※購買品区 分A・Bは 必須(共通 項目)	1.1 業務の実 施体制	① 業務の実施に十分 な人員数及びスキル (業務遂行に必要な 有資格等)が確保さ れていること。	契約案件の関連部 署の人数が確認で きる実施体制図	□良 □否		請求元 課室長
		② 必要な業務分担 (設計開発、製造、 調達、試験、検査、 保守、設置工事、品 質保証等)及び管理 体制(品責、作業管 理者等を含む)がと られていること。	①実施体制図(契 約案件の関連部署 のみ) ②受注者の ISO9001 認証書(附 属書含む)及び品 質保証計画書など	□良 □否		
	1.2 品質管理 及び情報 セキュリ ティ体制	① 受注する製品及び サービスを要求項目 に沿って提供できる 品質管理システム(設 計・開発・調達を含 む)が確立しているこ と。	①受注者(下請け 業者を含む)の ISO9001 認証書(附 属書含む)又は品 質保証計画書など ②調達がある場合 は、ベンダーリス ト、サプライチェ ーン説明書等	□良 □否		請求元 課室長
	1.3※ 入札資格	① 国(独法を含む) または地方自治体の 入札参加資格を有す ること。	(例) 省庁統一資格	※契約担当部署にて対応		
	1.4 コンプラ イアンス	① コンプライアンス 違反の有無(有の場 合はどのように改善 したか。)	□無・□有(改善 内容を別添)	□良 □否		請求元 課室長
		② 不適合事象の有無 (有の場合はどのよ うに改善したか。)	□無・□有(改善 内容を別添)	□良 □否		
1.5 安全文化 の育成	原子力安全を第1に 考え、安全文化の育 成・維持に努めてい ること	(例) 安全文化育成の教 育・訓練実績表	□良 □否		請求元 課室長	

2 技術確認事項 ※仕様書の 要求事項に 応じ技術的 な確認事項 を定めるこ と。本シー トは、その 例を示す	2.1 技術能力 の確認					
	2.2 技術設備 の確認					
	2.3 設計開発 の確認					
	2.4 物品の実 績の確認					
	2.5 その他の 確認	供給者の品質管理シ ステムについて品質 監査できること。	品質監査受検実績 表（指摘や気付事 項有無の明記及び 指摘や気付事項が ある場合は、取り 組み内容や進捗が 確認できるもの）	☐ 良 ☐ 否		請求元 課室長
注) 参加候補者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付のうえ契約担当者へ提出すること。						

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等	体制		数及びスキル(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
				※タイトル行(太線内)は変更しないでください。			
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書			
	2.2 技術設備の 確認		② 情報セキュリティに対する 管理体制と。	情報セキュリティ体制			
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしているこ と。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表			
			QMS体制図				
			複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。				
			例示された資料と提出資料が異なる 場合は実際の資料名に訂正してくだ さい。				

ダストサンプラ等の点検
仕様書

2025 年度

公益財団法人核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 契約範囲及び業務内容	1
4. 納期	2
5. 実施場所	2
6. 支給品及び貸与品	2
7. 提出書類	4
8. 検収条件	4
9. 契約不適合責任	5
10. 適用法規・規定等	5
11. 特記事項	5
別表-1 点検対象機器及び点検内容等一覧	7
別表-2 点検対象機器及び点検内容等一覧	9

1. 件名

ダストサンプラ等の点検

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）
六ヶ所保障措置センター（以下、「六ヶ所センター」という。）が所有する放射
線管理機器の点検に係る仕様について定めたものである。

3. 契約範囲及び業務内容

(1) 契約範囲

1) 放射線管理機器の点検

2) 消耗部品の交換

3) 提出書類の作成

(2) 業務内容

1) 放射線管理機器の点検

受注者は、以下の点検対象機器に対して別表「点検対象機器及び点検内
容等一覧」の「点検内容」に示す点検を実施すること。

① 移動式ダストモニタ（点検内容は別表-1 参照）

応用光研工業(株)製：MDA-301..... 1 台

② ダストサンプラ（点検内容は別表-2 参照）

応用光研工業(株)製：HWA-103..... 8 台

移動式ダストモニタの点検は 5.(1)に示す場所で行い、ダストサンプラ
の点検は 5.(2)に示す場所で行うこと。作業日は六ヶ所センター安全管
理課と調整の上、決定すること。また、点検実施後に当該機器に点検年月
日が記載されたシールを貼付すること。なお、点検で使用する計測器類及
び標準線源は受注者が準備すること。

2) 消耗部品の交換

受注者は、以下に示す機器の消耗部品を交換すること。移動式ダストモ
ニタの遮光膜交換は、外観及び性能に異常が確認された場合に行うものと
する。

① 移動式ダストモニタ

遮光膜（S-2416S 用検出器枠付）..... 1 枚

※六ヶ所センター支給品を使用すること。

3) 提出書類の作成

受注者は 7. に示す書類を作成し、六ヶ所センター安全管理課へ提出すること。

4. 納期

2026 年 2 月 27 日

5. 実施場所

(1) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108
日本原燃株式会社六ヶ所再処理事業所内
六ヶ所保障措置分析所内指定場所（管理区域内）

(2) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108
日本原燃株式会社六ヶ所再処理事業所内
出入管理建屋内指定場所（非管理区域）

6. 支給品及び貸与品

(1) 移動式ダストモニタの点検

1) 支給品

① 点検に必要な電気

- a) 数量 : 必要量
- b) 支給場所 : 5.(1) に示す場所
- c) 支給時期 : 作業期間中
- d) 支給方法 : 六ヶ所センターが指定する電気支給点から支給

② 遮光膜（S-2416S 用検出器枠付）

- a) 数量 : 必要数
- b) 支給場所 : 5.(1) に示す場所
- c) 支給時期 : 作業期間中
- d) 支給方法 : 直接渡し

③ その他、相互の協議により決定したもの

2) 貸与品

① 身体防護具(管理区域内作業服類、半面マスク等)

- a) 数量 : 必要数
- b) 引渡場所 : 5.(1)に示す場所
- c) 引渡時期 : 作業期間中
- d) 引渡方法 : 直接渡し
- e) 返却時期 : 作業終了後速やかに
- f) 返却方法 : 直接渡し

② 電気支給点から使用場所までの必要な資機材(テーブルタップ等)

- a) 数量 : 必要数
- b) 引渡場所 : 5.(1)に示す場所
- c) 引渡時期 : 作業期間中
- d) 引渡方法 : 直接渡し
- e) 返却時期 : 作業終了後速やかに
- f) 返却方法 : 直接渡し

(2) ダストサンプラの点検

1) 支給品

① 点検に必要な電気

- a) 数量 : 必要量
- b) 支給場所 : 5.(2)に示す場所
- c) 支給時期 : 作業期間中
- d) 支給方法 : 六ヶ所センターが指定する電気支給点から支給

② その他、相互の協議により決定したもの

2) 貸与品

① 電気支給点から使用場所までの必要な資機材(テーブルタップ等)

- a) 数量 : 必要量
- b) 引渡場所 : 5.(2)に示す場所
- c) 引渡時期 : 作業期間中
- d) 引渡方法 : 直接渡し
- e) 返却時期 : 作業終了後速やかに
- f) 返却方法 : 直接渡し

7. 提出書類

受注者は以下の書類を提出時期までに六ヶ所センター安全管理課に提出すること。なお承認返却が必要な書類については受注者が準備すること。資格要件確認時に提出した書類と相違ない場合は提出を不要とする。

No.	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1 部
2	工程表 ^{*1}	作業開始 2 週間前までに	1 部
3	点検要領書 ^{*2}	作業開始 2 週間前までに	1 部
4	計測機器の証明書写し ^{*3}	作業開始 2 週間前までに	1 部
5	標準線源の証明書写し ^{*3}	作業開始 2 週間前までに	1 部
6	点検報告書 ^{*4}	作業終了後速やかに	1 部
7	打合せ議事録 ^{*5}	打合せ終了後速やかに	1 部

*1 工程表は六ヶ所センター安全管理課と作業日を調整した上で作成すること。

*2 点検要領書には、別表「点検対象機器及び点検内容等一覧」に示す点検項目、点検内容を記載すること。また、手順及び判定基準を明確に記載すること。

*3 計測機器及び標準線源の証明書写しは、以下の条件を満足すること。

(1) 校正証明書

(2) トレーサビリティ体系図

ただし、JCSS、A2LA、DAkkS などの認定事業者が校正したことが明確な校正証明書、又は標準物質である証明書（CRM Certificate 等）を提出する場合は、トレーサビリティ体系図の提出を不要とする。

*4 点検報告書には、点検結果及び点検結果の所見を記載すること。また、点検報告書に記載する内容の詳細は、六ヶ所センター安全管理課と調整すること。

*5 打合せ議事録については、打合せを行った場合、その都度提出すること。なお、打合せを行わなかった場合、提出は不要とする。

8. 検収条件

3.に示す業務が実施され、7.に示す全ての書類が提出されたことをもって検収とする。

9. 契約不適合責任

- (1) 受注者は当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

10. 適用法規・規定等

- (1) 日本産業規格
- (2) 六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定
- (3) 放射線管理仕様書

11. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載されている物品について、法令等に基づく届出等の必要がある場合や、届出等が必要になる可能性がある場合は、その内容及び方法について情報を提供すること。
- (2) 受注者は、管理区域内作業を行うにあたり、放射線管理仕様書に記載する書類について六ヶ所センターと調整の上、提出すること。
- (3) 受注者は、管理区域内作業を行う者について、作業開始までに六ヶ所保障措置分析所の放射線業務従事者の指定を受けていること。
- (4) 受注者は、管理区域内作業を行う者について、作業開始までに六ヶ所保障措置分析所及び日本原燃株式会社再処理施設の入域手続きを完了させること。
- (5) 受注者は、管理区域立入りに際しては、六ヶ所センターが行う保安のための指示に従うこと。

- (6) 受注者は、六ヶ所センターが作成する作業計画書の作成に必要な情報を提供すること。
- (7) 管理区域内作業時における被ばく管理は受注者が行うこと。
- (8) 受注者は、必要に応じ、六ヶ所センターが実施する品質監査（技術的能力、品質マネジメント体制等に関すること）を受けること。
- (9) 受注者は、作業の実施において既設設備を破損させた場合は、直ちに六ヶ所センターに報告するとともに、速やかに修理又は同等品との交換を無償で行うこと。
- (10) 受注者は、本作業の実施により取得した各種データ、点検結果を点検報告書に記載すること。
- (11) 受注者は、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合はセンターと協議の上、その決定に従うこと。
- (12) 受注者は、本業務により六ヶ所保障措置分析所及び六ヶ所センター内での業務及び作業において、化学物質、人工物質を使用した作業については、SDS 等から内容物を確認し、健康障害防止対策及びリスクアセスメントを行い、SDS とともに六ヶ所センターに提出し、承認を得ること。
- (13) 受注者は、本業務により六ヶ所保障措置分析所及び六ヶ所センター内での業務及び作業において使用する工具、機器等は、耐用年数を経過していないこと及び取扱説明書以外の使用をしないことを確認し、その結果を文書で六ヶ所センターへ報告すること。特殊な使い方や治具を利用する場合は、六ヶ所センターに説明し承認を得ること。
- (14) 受注者は、当該契約の成果物の維持又は運用に必要な技術情報（契約に資した資機材の不適合事例等及び類似作業に関連したもの）がある場合は、所見等に記載し、六ヶ所センターへ提供すること。

以 上

別表-1 点検対象機器及び点検内容等一覧 (1/2)

点検対象 機器名	製造者	型式	台数	点検項目	点検内容
移動式 タスタ モニタ	応用光研 工業(株)	MDA-301 型	1	外観点検	装置の外観を目視で確認する。
					本体表面の清掃を行う。
				設定値確認	点検開始前及び点検終了後に機器の設定値確認を行う。
				低電圧測定	デジタルマルチメータ等を接続し、低圧電源の出力電圧を測定する。
				高電圧測定	デジタルマルチメータ等を接続し、高圧電源の出力電圧を測定する。
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗を測定する。
				BG 測定	ダストろ紙 (HE-40T) を入れ、集塵しない状態でバックグラウンドを測定する。
				機器効率 測定	標準線源 ^{241}Am (α 線)、標準線源 ^{36}Cl (β 線) を用いて JIS Z 4316 に準じた機器効率測定を行う。
				混入率測定	標準線源 ^{241}Am (α 線)、標準線源 ^{36}Cl (β 線) を用いて混入率を測定する。
				指示精度 確認	デジタルレートメータ及び記録計にファンクションジェネレータで模擬信号を入力し、指示精度を算出する。
				警報作動 確認	ファンクションジェネレータ等で任意の値の模擬信号を入力し、警報が吹鳴する値を確認する。
				停電復帰	停電自動復帰 ON の状態で運転中に停電を模擬し、復電したときの動作を確認する。

別表-1 点検対象機器及び点検内容等一覧 (2/2)

点検対象 機器名	製造者	型式	台数	点検項目	点検内容
移動式 ダストモ ニタ	応用光研 工業㈱	MDA-301 型	1	分解清掃	サンプリングポンプの分解清掃を行う。
				定格吸引 流量確認	ダストろ紙 (HE-40T) 装着状態にてバルブを開にし、最大流量を読み取る。
				流量計指示 誤差確認	流量計に基準流量計を直列に接続後、任意の指示値に調整し、JIS Z 4601 に準じた流量計試験を行う。
				流量調整 範囲	流量調整バルブで流量調整範囲を確認する。
				気密試験	圧力計の指示値から漏洩量を求める。
				出力信号 波形確認	模擬信号を入力し、出力波形をオシロスコープにて観測する。
				装置保護 動作確認	「圧力高」「流量低」発生時の動作を確認する。
					障害を除去後、リセットボタンを押したときの動作を確認する。
				遮光膜 交換	外観及び性能に異常を確認した場合に交換し、交換した場合は傷等がないことを確認する。

別表-2 点検対象機器及び点検内容等一覧

点検対象 機器	製造者	型式	台数	点検項目	点検内容
ダスト サンプラ	応用光研 工業㈱	HWA-103	8	外観点検	ダストサンプラ本体の目視点検を行う。
					本体表面の清掃を行う。
				電圧電流測定	AC100V 電源で起動し、DC 電源ユニットの電圧を測定する。
				絶縁抵抗測定	バッテリー電源で起動し、DC 電源ユニットの電圧を測定する。
				分解清掃	ダストサンプラの電源スイッチを ON にし、絶縁抵抗計にて AC ラインと GND 端子間の絶縁抵抗を測定する。
				定格吸引 流量確認	サンプリングポンプの分解清掃を行うこと。
				流量計指示 誤差確認	ろ紙を装着した状態でダストサンプラを起動し、流量調整バルブを全開にした時の最大流量値を確認する。
				気密試験	ダストサンプラの内蔵流量計に対して基準流量計を直列に接続後、任意の指示値に調整し、JIS Z 4601 に準じた流量計試験を行う。
					JIS Z 4601 に準じた気密試験を行い、圧力計の指示値から漏洩量を求める。
				起動確認	AC100V 電源で起動したときの状態を確認する。
				充電確認	バッテリー電源で起動したときの状態を確認する。
					ダストサンプラにバッテリー充電器を接続し、AC100V 供給時のバッテリーの状態を確認する。